

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

市場価額のあるものは、時価法を採用している。

満期保有目的の債券は原価法によっている。

その他のものは原価法を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産を保有していないため該当なし。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	264,986,952		9,500,000	255,486,952
定期預金	140,000,494			140,000,494
普通預金	104,549,580	510,682	35,000,000	70,060,262
小 計	509,537,026	510,682	44,500,000	465,547,708
特定資産				
事業積立資産	25,179,757	35,000,000	20,672,933	39,506,824
小 計	25,179,757	35,000,000	20,672,933	39,506,824
合 計	534,716,783	35,510,682	65,172,933	505,054,532

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対する額)
基本財産				
投資有価証券	255,486,952	(255,486,952)	(0)	-
定期預金	140,000,494	(140,000,494)	(0)	-
普通預金	70,060,262	(70,060,262)	(0)	-
小 計	465,547,708	(465,547,708)	(0)	(0)
特定資産				
事業積立資産	39,506,824	(0)	(39,506,824)	-
小 計	39,506,824	(0)	(39,506,824)	(0)
合 計	505,054,532	(465,547,708)	(39,506,824)	(0)

6. 満期保有目的の債券の内訳ならびに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
有価証券			
JPモルガンチエースアントカンパニ	101,757,446	111,592,698	9,835,252
第17回シティグループ・インク円貸社債(2005)	94,969,506	102,730,000	7,760,494
合 計	196,726,952	214,322,698	17,595,746

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産運用益	5,533,790
基本財産受取利息	901
受取寄付金振替額	35,000,000
合 計	△ 40,534,691

8. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態及び正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項。

(1) 金融商品の状況に関する注記

① 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の大部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。

当法人が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品(仕組債、仕組預金)のみであり、一定の金額を限度としている。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

② 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券、株式、投資信託、デリバティブ取引を組み込んだ債券(仕組債)であり、発行体の信用リスク、市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)にさらされている。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

(イ) 信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

(ウ) 市場リスクの管理

株式については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。

(2) 資産除去債務に関する注記

当法人は事務所に係る不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有している。

しかし、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、かつ、将来移転等の予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。

そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。